

監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条2項に基づき、国立大学法人香川大学の平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）における業務執行について監査いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の基本計画、方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員、各部門責任者等から業務運営の報告や業務処理の状況を聴取すると共に、書面・証憑書類の査閲等により本部及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書）、決算報告書、事業報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。
- (2) 財務諸表は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー状況、業務実施のコストの状況等を適正に示していると認めます。
- (3) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しています。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営状況を的確に示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成17年6月28日

国立大学法人香川大学

監 事

大野 博英



監 事

高木 博美

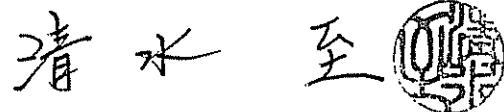


独立監査人の監査報告書

平成17年6月27日

国立大学法人 香川大学
学長 木村好次 殿

新日本監査法人

指定期員 公認会計士 清水至
業務執行社員 


指定期員 公認会計士 大内俊哉
業務執行社員 


指定期員 公認会計士 伊藤栄司
業務執行社員 


当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人香川大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための基礎を得たと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人香川大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上